

平成22年度信託相談所取扱状況

信託相談所では、信託を利用するお客様からの信託業務等に関する相談・照会に応じています。また、信託業務等に対する苦情を受け付けて円満な解決を図るように努めています。

平成22年度の信託相談所取扱状況の概要は次のとおりです。

(1) 取扱件数

平成22年度の取扱件数は797件となり、前年度(701件)に比べて13.7%増加しました。

このうち、相談・照会件数は765件(前年度655件)でした。その内訳をみますと、信託業務40.5%(前年度38.0%)、併營業務10.2%(前年度16.3%)、銀行業務11.2%(前年度6.9%)、その他38.0%(前年度38.8%)となっています。

また、苦情は32件(前年度46件)でありました。その内訳は信託業務が6件(前年度7件)、併營業務が10件(前年度20件)、銀行業務が15件(前年度19件)、その他1件となっています。

認定個人情報保護団体としての個人情報保護に係る相談は3件、苦情は1件ありました。

(2) 相談・照会等の主な内容

①相談・照会の主な事例

(ア). 信託業務

信託業務の相談・照会を商品別に多い順にみますと、貯蓄商品である「金銭信託、貸付信託」、重度心身障害者の生活の安定確保のための「特定贈与信託」、保有する不動産の有効活用を図るための「不動産の信託」、信託財産を公益活動の目的に出捐する「公益信託」となっています。

(金銭信託・貸付信託)

- ・信託を活用して高齢者の金銭等の財産管理や給付をしてもらうことは可能か。
- ・信託銀行で取扱っている金融商品で預金保険の対象となる商品を知りたい。
- ・将来、病院の入院費用等を信託財産から支払うように契約することは可能か。

(特定贈与信託)

- ・療育手帳に書かれている判定で受益者の対象となるか。

- ・委託者もしくは受益者が亡くなった場合、信託財産は相続財産となるのか。
- ・受益者への給付金額はどのような基準で決まるのか。

(不動産の信託)

- ・不動産を信託した場合の対抗要件について知りたい。
- ・信託契約終了時に受益者(兼委託者)に所有権が移転する場合、登録免許税はかかるのか。
- ・信託期間中の固定資産税は誰が支払うのか。

(公益信託)

- ・最低引受け金額および信託報酬はどのくらいか。

(その他)

- ・後見制度支援信託とはどのようなものか。

(イ). 併營業務

(遺言・相続関連業務)

- ・遺産整理業務の一般的な流れを知りたい。
- ・信託銀行等が収受する遺言執行報酬と執行費用はどのようなものか。
- ・信託銀行等が遺言書を開示した時点で当該信託銀行等が遺言執行者に就任したことになるのか。

(ウ). その他

- ・信託できる財産にはどのようなものがあるのか。
- ・信託会社の設立要件を知りたい。
- ・信託財産の倒産隔離について知りたい。

② 苦情の主な事例

- ・平成 12 年に亡くなった母親名義の貸付信託が残されていたことを平成 17 年に分かった。この貸付信託は父親のものだが、預金限度額の関係で母親名義でしたと、母親が生前言っていたので、相続財産ではなく父親の名義にするだけで良いと思うが、当該信託銀行はあくまでも相続手続をするように主張する。納得がいかない。
- ・母親が亡くなり、信託銀行に預けていた母親名義の貸付信託の

残高証明書を取ろうと戸籍謄本、除籍謄本及び本人確認資料として私（相続人）の運転免許証を持参したところ、印鑑証明書と実印を持ってきて欲しいと言われた。他の金融機関では運転免許証で残高証明書を取れたのに、当該信託銀行の対応に納得がいかない。

- ・平成19年7月と10月、信託銀行から投資信託を2本購入した。この資金は申出人が75歳（契約時70歳）になったときに老人ホームに入居する資金として当該信託銀行の定期預金に預けてあったものであり、契約時に元本が目減りするものは嫌だと伝えていたが、大丈夫と言われ契約したものである。現在投資信託が半分くらいの損失となってしまった。元本を返して欲しい。

（3）あっせん委員会利用の状況

信託協会は、平成22年10月に認定投資者保護団体から信託業法および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく指定紛争解決機関となりました。信託兼営金融機関や信託会社の信託業務等に対する苦情の解決、争いがある場合のあっせん等を行っております。平成22年度中「あっせん委員会」の利用は4件ありました。

（4）その他

信託相談所の運営について、外部有識者から意見を聴取し運営の改善に役立てる「信託相談所運営懇談会」を2回開催しました。

以 上